

家畜保健衛生所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十四号

家畜保健衛生所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

家畜保健衛生所長に対する事務委任規則（昭和四十六年六月奈良県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十五号中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改め、同号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、第十二号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 法第二十六条第五項の規定により、家畜防疫員に設備を設置させること。

第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第七号中「第二項」の下に「（同条第一項ただし書及び第二項については、法第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

一九 法第十三条の二第一項の規定による届出を受理すること。

第六号の次に次の一号を加える。

七 法第十二条の四第一項の規定による報告を受理すること。

附則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。